

第一級海上無線通信士
第二級海上無線通信士
第三級海上無線通信士

「法規」試験問題

20問 2時間30分

A－1 船舶局無線従事者証明及び遭難通信責任者に関する次の記述のうち、電波法（第39条、第48条の2、第50条及び第81条の2）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から5までの中から一つ選べ。

1 電波法第40条（無線従事者の資格）の定めるところにより無線設備の操作を行うことができる無線従事者（義務船舶局等（注1）の無線設備であって総務省令で定めるものの操作については、電波法第48条の2第1項の船舶局無線従事者証明を受けている無線従事者。）以外の者は、無線局の無線設備の操作の監督を行う者として選任された者であって、その選任の届出がされたものにより監督を受けなければ、無線局の無線設備の操作（注2）を行ってはならない。ただし、船舶が航行中であるため無線従事者を補充することができないとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。

注1 義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局をいう。以下2及び3において同じ。

2 簡易な操作であって総務省令で定めるものを除く。

2 電波法第39条（無線設備の操作）第1項本文の総務省令で定める義務船舶局等の無線設備の操作又はその監督を行おうとする者は、総務大臣に申請して、船舶局無線従事者証明を受けることができる。

3 総務大臣は、船舶局無線従事者証明を申請した者が、総務省令で定める無線従事者の資格を有し、かつ、次の(1)又は(2)に該当するときは、船舶局無線従事者証明を行わなければならない。

(1) 総務大臣が当該申請者に対して行う義務船舶局等の無線設備の操作又はその監督に関する訓練の課程を修了したとき。

(2) 総務大臣が(1)の訓練の課程と同等の内容を有するものであると認定した訓練の課程を修了しており、その修了した日から5年を経過していないとき。

4 旅客船又は総トン数300トン以上の船舶であって、国際航海に従事するものの義務船舶局には、遭難通信責任者（その船舶における遭難通信に関する事項を統括管理する者をいう。）として、総務省令で定める業務経歴を有する無線従事者であって、船舶局無線従事者証明を受けているものを配置しなければならない。

5 総務大臣は、船舶局無線従事者証明を受けた者が電波法第48条の3（船舶局無線従事者証明の失効）第1号又は第2号に該当する疑いのあるときは、その者に対し、総務省令で定めるところにより、当該船舶局無線従事者証明の効力を確認するための書類であって総務省令で定めるものの提出を求めることができる。

A－2 遭難通信の宰領に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第83条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

1 遭難警報に係る遭難通信の宰領は、無線局運用規則第83条第1項から第3項までの規定にかかわらず、海上保安庁の無線局又はこれから遭難通信の宰領を依頼された無線局が行う。

2 遭難通信の宰領は、遭難船舶局、無線局運用規則第78条（他の無線局の遭難警報の中継の送信等）若しくは第81条の7（遭難通報等を受信した海岸局及び船舶局の執るべき措置）第6項の規定により遭難通報を送信した無線局又はこれらの無線局から遭難通信の宰領を依頼された無線局が行う。

3 遭難自動通報局の行う遭難通信の宰領は、無線局運用規則第83条第1項の規定にかかわらず、当該遭難自動通報局の通報を最初に受信した無線局又はこの無線局から遭難通信の宰領を依頼された無線局が行う。

4 遭難自動通報局以外の無線局の遭難自動通報設備の行う遭難通信の宰領は、無線局運用規則第83条第1項の規定による無線局が行う場合を除き、通報を受信した海上保安庁の無線局が行う。ただし、海上保安庁の無線局が当該通報を受信しないと認められる場合においては、当該通報を最初に受信したその他の無線局が行う。

A－3 次の記述は、遭難警報について述べたものである。無線通信規則（第32条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

- ① 遭難警報又は遭難呼出しの送信は、移動体又は人が A にさらされており、かつ即時の救助を求めていることを示す。
- ② 船舶から船舶向けの遭難警報は、遭難船舶の付近にいる他の船舶に警報するために使用するものであり、VHF及びMFの周波数帯における B の使用を基本とする。さらに、C を使用することができる。
- ③ 遭難警報又は遭難呼出しを受信した船舶局又は船舶地球局は、できる限り速やかに、D にその遭難警報の内容を通報しなければならない。

	A	B	C	D
1	重大な危険	無線電話	HFの周波数帯	船舶の指揮者又は責任者及び救助調整本部
2	重大で急迫な危険	デジタル選択呼出し	HFの周波数帯	船舶の指揮者又は責任者
3	重大な危険	無線電話	衛星技術	船舶の指揮者又は責任者
4	重大で急迫な危険	無線電話	衛星技術	船舶の指揮者又は責任者
5	重大な危険	デジタル選択呼出し	衛星技術	船舶の指揮者又は責任者及び救助調整本部

A－4 総務大臣に対する報告に関する次の記述のうち、電波法（第80条、第81条及び第81条の2）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の免許人は、電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。
- 2 総務大臣は、無線通信の秩序の維持その他無線局の適正な運用を確保するため必要があると認めるときは、免許人に対し、無線局に関し報告を求めることができる。
- 3 無線局の免許人は、無線局が外国において、あらかじめ総務大臣が告示した以外の運用の制限をされたときは、総務省令で定める手続により総務大臣に報告しなければならない。
- 4 総務大臣は、電波法を施行するため必要があると認めるときは、船舶局無線従事者証明を受けている者に対し、船舶局無線従事者証明に関し報告を求めることができる。
- 5 無線局の免許人は、遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信又は非常の場合の無線通信を行ったときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。

A－5 SOLAS条約（注）（改正含む。）附属書第4章の規定が適用になる船舶に備える無線設備が満たすべき要件等に関する次の記述のうち、同条約附属書第4章第6規則（無線設備）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から5までのうちから一つ選べ。

注 海上人命安全条約

- 1 無線設備は、その適正な使用に対し機械的、電気的その他の原因による妨害を受けない位置並びに他の設備及び装置と電磁的に両立し及び有害な相互作用が生じないことを確保するような位置に設けること。
- 2 無線設備は、できる限り高度の安全性及び運用の利用可能性を確保するような位置に設けること。
- 3 無線設備は、水又は極端な高温若しくは低温及び他の害を与える環境上の条件による影響から保護すること。
- 4 航行の安全のために要求されるVHF無線電話の通信路の制御器は、操舵^たを指揮する場所に近い船橋内の位置において直ちに使用することができるようにしておくものとし、また、必要な場合には、船橋の両翼から無線通信を行うことを可能にする設備を設ける。
- 5 無線設備は、無線設備を操作するための装置を十分に照明するような照明であって、非常電源に接続され、確実に機能し、必要に応じ取り外して使用できるものを備えること。

A－6 次の記述は、海上移動業務の無線局の運用について述べたものである。電波法（第52条から第55条まで）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならない。ただし、次の(1)から(6)までに掲げる通信については、この限りでない。
(1) 遭難通信 (2) 緊急通信 (3) 安全通信 (4) 非常通信 (5) 放送の受信 (6) その他総務省令で定める通信
- ② 無線局を運用する場合においては、 A、識別信号、電波の型式及び周波数は、その無線局の免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、 Bについては、この限りでない。
- ③ 無線局を運用する場合においては、空中線電力は、次の(1)及び(2)に定めるところによらなければならない。ただし、 Bについては、この限りでない。
(1) 免許状に記載されたものの範囲内であること。
(2) 通信を行うため C のものであること。
- ④ 無線局は、免許状に記載された D でなければ、運用してはならない。ただし、①の(1)から(6)までに掲げる通信を行う場合及び総務省令で定める場合は、この限りでない。

	A	B	C	D
1	無線設備の設置場所	遭難通信	必要最小	運用許容時間内
2	無線設備の常置場所	遭難通信又は緊急通信	必要十分	運用許容時間内
3	無線設備の常置場所	遭難通信又は緊急通信	必要最小	運用義務時間内
4	無線設備の設置場所	遭難通信	必要十分	運用義務時間内
5	無線設備の常置場所	遭難通信	必要十分	運用許容時間内

A－7 次の記述は、海上移動業務における各局あて緊急呼出し等について述べたものである。無線局運用規則（第70条の2及び第92条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 緊急通報を送信するため通信可能の範囲内にある未知の無線局を無線電話により呼び出そうとするときは、次の(1)から(5)までに掲げる事項を順次送信して行うものとする。
(1) A（又は「緊急」） B
(2) 各局 3回以下
(3) こちらは 1回
(4) 自局の呼出符号又は呼出名称 3回以下
(5) どうぞ 1回
- ② 通信可能の範囲内にある各無線局に対し、無線電話により同時に緊急通報（デジタル選択呼出装置による緊急通報の告知に引き続いて送信するものを除く。）を送信しようとするときは、無線局運用規則第59条（各局あて同報）第1項の事項の前に、「 A」又は「緊急」を B 送信して行うものとする。
- ③ 海上移動業務における緊急通信は、無線電話を使用する場合（デジタル選択呼出通信に引き続いて無線電話を使用する場合及び船舶航空機間双方向無線電話を使用する場合を除く。）は、A3E電波27,524kHz若しくは C 又は D を使用して行うものとする。

	A	B	C	D
1	セキュリテ	3回	J3E電波2,182kHz	通常通信電波
2	パン パン	3回	F3E電波156.8MHz	通常使用する呼出電波
3	セキュリテ	1回	J3E電波2,182kHz	通常使用する呼出電波
4	パン パン	1回	F3E電波156.8MHz	通常通信電波
5	セキュリテ	3回	J3E電波2,182kHz	通常使用する呼出電波

A－8 次の記述は、義務船舶局等（注1）の検査について述べたものである。電波法（第73条）及び電波法施行規則（第41条の4）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

注1 義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局をいう。

① 総務大臣は、総務省令で定める時期ごとに、あらかじめ通知する期日に、その職員を義務船舶局等に派遣し、その無線設備等（注2）を検査させる。

注2 無線設備、無線従事者の資格及び員数並びに時計及び書類をいう。以下同じ。

② ①の検査は、当該義務船舶局等についてその検査を①の総務省令で定める時期に行う必要がないと認める場合及び当該義務船舶局等のある船舶が当該時期に A の場合においては、①にかかわらず、その時期を延期し、又は省略することができる。

③ ①の検査は、当該義務船舶局等（旅客船に開設するものを除く。）の免許人から、①により総務大臣が通知した期日の B までに、当該義務船舶局等の無線設備等について電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項の登録を受けた者（無線設備等の点検の事業のみを行う者を除く。）が、総務省令で定めるところにより、当該 C を行い、当該義務船舶局等の無線設備がその工事設計に合致しており、かつ、その無線従事者の資格（注3）及び員数が電波法第39条、第40条及び第50条の規定に、その時計及び書類が同法第60条の規定にそれぞれ違反していない旨を記載した証明書の提出があったときは、①にかかわらず、省略することができる。

注3 主任無線従事者の要件、船舶局無線従事者証明及び遭難通信責任者の要件に係るものを含む。

④ ①の総務省令で定める時期は、次の(1)又は(2)に定める期間を経過した日の D を超えない時期とする。ただし、免許人の申出により、その時期以外の時期に定期検査を行うことが適当であると認めて、総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）が定期検査を行う時期を別に定めたときは、この限りでない。

(1) 義務船舶局であって旅客船又は国際航海に従事する船舶（旅客船を除く。）に開設するもの E

(2) 電波法施行規則第28条の2（義務船舶局等の無線設備の条件等）第1項の船舶地球局であって、旅客船又は国際航海に従事する船舶（旅客船を除く。）に開設するもの E

	A	B	C	D	E
1	外国地間を航行中	1月前	登録に係る検査	前後3月	1年
2	修繕中又は係船中	1月前	登録に係る点検	前後1月	3年
3	外国地間を航行中	3月前	登録に係る検査	前後3月	3年
4	修繕中又は係船中	3月前	登録に係る検査	前後1月	1年
5	外国地間を航行中	3月前	登録に係る点検	前後1月	1年

A－9 次の記述は、海上移動業務における電波の使用制限について述べたものである。無線局運用規則（第58条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

① A の周波数の電波の使用は、 B を使用して C を行う場合に限る。

② 156.8MHzの周波数の電波の使用は、次の(1)から(3)までに掲げる場合に限る。

(1) 遭難通信、緊急通信（医事通報に係るものにあつては、緊急呼出しに限る。）又は安全呼出しを行う場合

(2) 呼出し又は応答を行う場合

(3) D を送信する場合

	A	B	C	D
1	8,376.5kHz	無線電話	遭難通信	準備信号
2	8,376.5kHz	無線電話	遭難通信	船舶の航行の安全に関し急を要する通報
3	8,291kHz	無線電話	遭難通信、緊急通信又は安全通信	準備信号
4	8,376.5kHz	デジタル選択呼出装置	遭難通信、緊急通信又は安全通信	船舶の航行の安全に関し急を要する通報
5	8,291kHz	デジタル選択呼出装置	遭難通信	準備信号

A－10 次の記述は、電波の質及び受信設備の条件について述べたものである。電波法（第28条及び第29条）及び無線設備規則（第5条から第7条まで及び第24条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

- ① 送信設備に使用する電波の周波数の偏差及び幅、A 電波の質は、総務省令で定める送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差、発射電波に許容される B の値及び C の強度の許容値に適合するものでなければならない。
- ② 受信設備は、その副次的に発する電波又は高周波電流が、総務省令で定める限度を超えて他の無線設備の機能に支障を与えるものであってはならない。
- ③ ②の副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電氣的常数の等しい擬似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が D 以下でなければならない。
- ④ 無線設備規則第24条（副次的に発する電波等の限度）第2項以降の規定において別段の定めがある場合は、③にかかわらず、その定めるところによるものとする。

A	B	C	D
1 安定度等	必要周波数帯幅	スプリアス発射又は不要発射	40ナノワット
2 安定度等	占有周波数帯幅	寄生発射又は不要発射	40ナノワット
3 高調波の強度等	必要周波数帯幅	寄生発射又は不要発射	4ナノワット
4 高調波の強度等	占有周波数帯幅	スプリアス発射又は不要発射	4ナノワット
5 安定度等	占有周波数帯幅	寄生発射又は不要発射	4ナノワット

A－11 次に掲げる書類のうち、国際航海に従事する船舶の義務船舶局であって国際通信を行うものに備え付けておかなければならないものに該当しないものはどれか。電波法施行規則（第38条）の規定に照らし、下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 海上移動業務及び海上移動衛星業務で使用する便覧
- 2 無線従事者免許証及び船舶局無線従事者証明書
- 3 船舶局の局名録及び海上移動業務識別の割当表
- 4 無線局の免許の申請書の添付書類の写し
- 5 海岸局及び特別業務の局の局名録

A－12 次に掲げる機器のうち、A1海域（注1）及びA2海域（注2）のみを航行する船舶の義務船舶局の無線設備に備えなければならない機器に該当しないものはどれか。電波法施行規則（第28条）の規定に照らし、下の1から5までのうちから一つ選べ。

注1 F2B電波156.525MHzによる遭難通信を行うことができる海岸局の通信圏であって、総務大臣が別に告示するもの及び外国の政府が定めるものをいう。

2 F1B電波2,187.5kHzによる遭難通信を行うことができる海岸局の通信圏（A1海域を除く。）であって、総務大臣が別に告示するもの及び外国の政府が定めるものをいう。

- 1 超短波帯（注3）の無線設備（デジタル選択呼出装置及び無線電話による通信が可能なものに限る。）の機器
注3 156MHzを超え157.45MHz以下の周波数帯をいう。以下3において同じ。
- 2 中短波帯（注4）の無線設備（デジタル選択呼出装置及び無線電話による通信が可能なものに限る。）の機器
注4 1,606.5kHzを超え3,900kHz以下の周波数帯をいう。
- 3 超短波帯の船上通信設備の機器
- 4 ナブテックス受信機（F1B電波518kHzを受信することができるものに限る。）
- 5 衛星非常用位置指示無線標識

A－13 無線通信（注）の秘密の保護に関する次の記述のうち、電波法（第59条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から5までのうちから一つ選べ。

注 電気通信事業法第4条（秘密の保護）第1項又は第164条（適用除外等）第3項の通信であるものを除く。

- 1 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、いかなる無線通信も傍受してはならない。
- 2 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、いかなる無線通信も傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- 3 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- 4 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、総務省令で定める周波数の電波を使用して行われるいかなる無線通信も傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- 5 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の周波数を使用して暗語により行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

A－14 次の記述は、海上移動業務における他の無線局の遭難警報の中継の送信等について述べたものである。無線局運用規則（第78条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

- ① 船舶又は航空機が遭難していることを知った船舶局、船舶地球局、海岸局又は海岸地球局は、次の(1)又は(2)に掲げる場合には、遭難警報の中継又は遭難通報を送信しなければならない。
 - (1) 遭難船舶局、遭難している船舶の船舶地球局、遭難している航空機の航空機局又は遭難している航空機の航空機地球局が A 遭難警報又は遭難通報を送信することができないとき。
 - (2) 船舶、海岸局又は海岸地球局の B が救助につき更に遭難警報の中継又は遭難通報を送信する必要があると認めたとき。
- ② 無線局運用規則第83条第2項から第4項までの規定により C 無線局は、遭難した船舶の救助につき遭難警報の中継又は遭難通報を送信する必要があると認めたときは、その送信をしなければならない。
- ③ ①又は②の場合において、無線電話により遭難通報を送信しようとする場合における呼出しは、次の(1)から(4)までの区別に従い、それぞれに掲げる事項を順次送信して行うものとする。ただし、 D の周波数の電波以外の電波を使用する場合又はその必要がないと認める場合若しくはそのいとまのない場合には(1)の事項を省略することができる。
 - (1) E 1回
 - (2) メーデーリレー（又は「遭難中継」） 3回
 - (3) こちらは 1回
 - (4) 自局の呼出符号又は呼出名称 3回

	A	B	C	D	E
1	国際遭難周波数の電波で	責任者	遭難警報に応答した	2, 1 8 2 k H z	警急信号
2	国際遭難周波数の電波で	責任者又は遭難通信責任者	宰領を行う	1 5 6 . 8 M H z	遭難信号
3	自ら	責任者又は遭難通信責任者	遭難警報に応答した	2, 1 8 2 k H z	遭難信号
4	自ら	責任者	宰領を行う	1 5 6 . 8 M H z	警急信号
5	国際遭難周波数の電波で	責任者	遭難警報に応答した	1 5 6 . 8 M H z	警急信号

A-15 次の記述は、海上移動業務の無線局の無線業務日誌について述べたものである。電波法施行規則（第40条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

電波法第60条に規定する無線業務日誌には、海上移動業務を行う無線局においては毎日次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）において特に必要がないと認めた場合は、記載の一部を省略する事ができる。

- (1) 無線従事者（主任無線従事者の監督を受けて無線設備の操作を行う者を含む。）の氏名、資格及び服務方法（変更のあったときに限る。）
- (2) 通信のたびごとに次の(イ)から(フ)までに掲げる事項（船舶局にあつては その他無線局の運用上重要な通信に関するものに限る。）
 - (イ)
 - (ロ) 相手局の識別信号（国籍、無線局の名称又は機器の装置場所等を併せて記載することができる。）
 - (ハ) 自局及び相手局の使用電波の型式及び周波数
 - (ニ) 使用した空中線電力（正確な電力の測定が困難なときは、推定の電力を記載すること。）
 - (ホ) 通信事項の区別及び通信事項別通信時間（通数のあるものについては、その通数を併せて記載すること。）
 - (ヘ) 相手局から通知を受けた事項の概要
 - (ト) 及び電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項に規定する通信の概要（遭難通信については、その全文）並びにこれに対する措置の内容
 - (フ) 空電、混信、受信感度の減退等の通信状態
- (3) 発射電波の を測定したときは、その結果及び許容偏差を超える偏差があるときは、その措置の内容
- (4) 機器の 及びこれに対する措置の内容
- (5) について指示を受けたときは、その事実及び措置の内容
- (6) 電波法第80条（報告）第2号の場合は、その事実
- (7) その他参考となる事項

A	B	C	D	E
1 遭難通信、緊急通信、安全通信	通信の開始及び終了の時刻	周波数の偏差	故障の事実、原因	電波の規正
2 遭難通信、緊急通信	通信の種類	周波数の偏差	機能上又は操作上に現れた特異現象の詳細	電波の規正
3 遭難通信、安全通信	通信の開始及び終了の時刻	空中線電力	機能上又は操作上に現れた特異現象の詳細	検査の結果
4 遭難通信、緊急通信、安全通信	通信の種類	空中線電力	故障の事実、原因	検査の結果
5 遭難通信、安全通信	通信の開始及び終了の時刻	空中線電力	機能上又は操作上に現れた特異現象の詳細	電波の規正

B－1 次の記述は、海上移動業務におけるデジタル選択呼出通信（注）について述べたものである。無線局運用規則（第58条の5及び第58条の6）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

注 遭難通信、緊急通信及び安全通信を行う場合のものを除く。

- ① 海上移動業務におけるデジタル選択呼出通信による呼出しの反復は、次の(1)及び(2)により行うものとする。
- (1) 海岸局における呼出しは、45秒間以上の間隔をおいて ア 送信することができる。
- (2) 船舶局における呼出しは、 イ の間隔をおいて ア 送信することができる。これに応答がないときは、少なくとも ウ をおこななければ、呼出しを再開してはならない。
- ② 自局に対する呼出しを受信したときは、海岸局にあつては5秒以上4分半以内に、船舶局にあつては エ に応答するものとする。
- ③ ②の応答は、次の(1)から(7)までに掲げる事項を送信するものとする。
- (1) 呼出しの種類 (2) 相手局の識別信号 (3) 通報の種類 (4) 自局の識別信号
- (5) 通報の型式 (6) 通報の周波数等 (7) 終了信号
- ④ ③の送信に際して相手局の使用しようとする電波の周波数等によって通報を受信することができないときは、③の(6)の通報の周波数等に オ を明示するものとする。

- | | | | |
|----|----------------------------|---|---------|
| 1 | 3回 | 2 | 2回 |
| 3 | 5分以上 | 4 | 2分以上 |
| 5 | 10分間の間隔 | 6 | 15分間の間隔 |
| 7 | 10分以内 | 8 | 5分以内 |
| 9 | 自局の希望する代わりの電波の周波数等 | | |
| 10 | その電波の周波数等では通報を受信することができない旨 | | |

B－2 GMDSS（注1）の下での無線通信士の資格証明のための最小限の要件等に関する次の記述のうち、STCW条約（注2）（改正含む）の附属書第4章第4－2規則及び関連するSTCWコード（注3）の関連規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

- 注1 海上における遭難及び安全に関する世界的な制度
- 2 船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約
- 3 A部（STCW条約の附属書の規定に関する強制基準）及びB部（STCW条約の本文及び附属書の規定に関する勧告指針）

- ア GMDSSに参加することを要求される船舶において無線通信の任務を担当し、又は遂行する者は、無線通信規則に基づき主管庁が発給し、又は承認したGMDSSに係る適当な証明書を受有しなければならない。
- イ SOLAS条約（改正含む）（注4）により無線設備を備えることが要求される船舶において業務を行うため、STCW条約の附属書第4章第4－2規則の規定に基づき資格証明を得ようとする者は、更に次の(1)及び(2)の要件を満たさなければならない。
- (1) 18歳以上であること
- (2) 承認された教育及び訓練を修了し、かつ、STCWコードA部第4－2節に規定する能力の基準及びB部第4－2節に規定する勧告指針の要件を満たすこと。
- 注4 海上人命安全条約
- ウ GMDSSに参加することを要求される船舶において遭難通信、緊急通信及び安全通信の任務を担当し、又は遂行する者に最小限要求される知識、理解及び技能は、承認された海上履歴に基づくものでなければならない。
- エ 無線通信規則に定める無線通信士の各証明書を得るために要求される知識は、当該規則に基づくものでなければならない。さらに、STCW条約に基づく資格証明を得ようとする者は、STCWコードA部第4－2節に規定する業務、任務及び責任を遂行する能力を証明しなければならない。
- オ GMDSSの下での無線通信士の資格証明のために最小限要求される知識、理解及び技能は、無線通信士が自己の無線通信の任務を行うのに十分なものでなければならない。

B－3 次の記述は、無線局の開設について述べたものである。電波法（第4条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

無線局を開設しようとする者は、 ア なければならない。ただし、次の(1)から(4)までに掲げる無線局については、この限りでない。

- (1) イ 無線局で総務省令で定めるもの
- (2) 26.9MHzから27.2MHzまでの周波数の電波を使用し、かつ、空中線電力が0.5ワット以下である無線局のうち総務省令で定めるものであって、 ウ のみを使用するもの
- (3) 空中線電力が エ である無線局のうち総務省令で定めるものであって、電波法第4条の3（呼出符号又は呼出名称の指定）の規定により指定された呼出符号又は呼出名称を自動的に送信し、又は受信する機能その他総務省令で定める機能を有することにより他の無線局にその運用を妨害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるもので、かつ、 ウ のみを使用するもの
- (4) オ 開設する無線局

- | | |
|-----------------|---------------------------------------|
| 1 総務大臣の免許を受け | 2 あらかじめ総務大臣に届け出 |
| 3 発射する電波が著しく微弱な | 4 小規模な |
| 5 適合表示無線設備 | 6 その型式について総務大臣の行う検定に合格した無線設備の機器 |
| 7 0.5ワット以下 | 8 1ワット以下 |
| 9 総務大臣の登録を受けて | 10 地震、台風、洪水、津波その他の非常の事態が発生した場合において臨時に |

B－4 主任無線従事者について適合しなければならない要件等に関する次の記述のうち、電波法（第39条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

- ア 無線局の免許人は、主任無線従事者を選任したときは、選任した日から1箇月以内に、その旨を総務大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。
- イ 無線局の免許人は、電波法第39条（無線設備の操作）第4項の規定によりその選任の届出をした主任無線従事者に、総務省令で定める期間ごとに、無線設備の操作の監督に関し総務大臣の行う講習を受けさせなければならない。
- ウ 主任無線従事者は、電波法第40条（無線従事者の資格）の定めるところにより、無線設備の操作の監督を行うことができる無線従事者であって、総務省令で定める事由に該当しないものでなければならない。
- エ 電波法第40条（無線従事者の資格）の定めるところにより無線設備の操作を行うことができる無線従事者以外の者は、主任無線従事者の監督を受けなければ、モース符号を送り、又は受ける無線電信の操作を行ってはならない。
- オ 無線局の免許人からその選任の届出がされた主任無線従事者は、無線設備の操作の監督に関し総務省令で定める職務を誠実に行わなければならない。

B－5 遭難通信に関する次の記述のうち、電波法（第52条、第66条、第80条及び第105条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

- ア 無線局の免許人は、遭難信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第1号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。
- イ 遭難通信とは、船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥り、又は陥るおそれがある場合に遭難信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。
- ウ 無線通信の業務に従事する者が電波法第66条（遭難通信）第1項の規定による遭難通信の取扱いをしなかったとき、又はこれを遅延させたときは、1年以上の有期懲役に処する。
- エ 無線局は、遭難信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第1号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、遭難通信を妨害するおそれのある電波の発射を直ちに中止しなければならない。
- オ 海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局は、遭難通信を受信したときは、他の一切の無線通信に優先して、直ちにこれに応答し、かつ、遭難している船舶又は航空機を救助するため最も便宜な位置にある無線局に対して通報する等総務省令で定めるところにより救助の通信に関し最善の措置をとらなければならない。